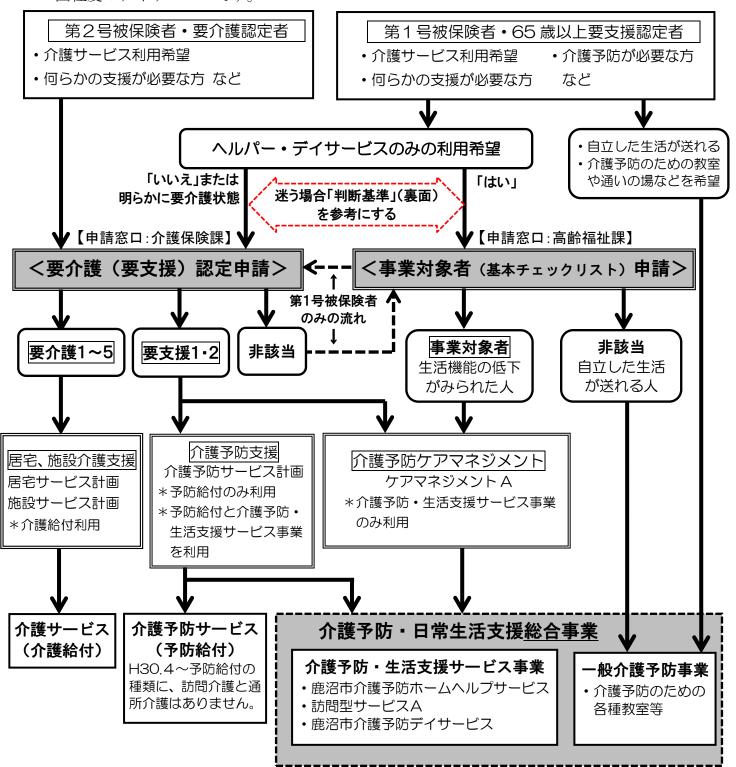
鹿沼市 介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ

- ・総合事業は要支援認定者、事業対象者、65歳以上の方が利用できるサービスです。
- ・65歳以上の方がホームヘルプサービスやデイサービスのみ利用する場合は、事業対象者 (基本チェックリスト)申請で迅速にサービス利用を開始することができます。
- ・要支援認定を受けている方が認定の有効期間が切れる時に、要介護(要支援)認定の更新 申請ではなく、基本チェックリストによる事業対象者申請を選択することもできます。
- ・事業対象者の方が利用できるサービスは、週 $1 \sim 2$ 回程度のホームヘルプサービスと、週1回程度のデイサービスです。



事業対象者(基本チェックリスト)申請に迷う場合の「判断基準」

*要支援相当の介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する方の確認のための 判断基準です。自立した生活が送れる方は、一般介護予防の教室や民間サービス等 他のサービスの利用をご検討いただきます。

<要介護(要支援)認定申請を案内する場合>

- *以下の①~⑥のいずれかにあてはまる方は、要介護(要支援)認定申請をお勧めします。
 - ①杖や歩行器を使用しても一人で歩くことが困難である。
 - ②トイレや入浴、食べる等の行為が一人でできず介護サービスの利用意向がある。
 - ③認知症の症状や症状の悪化により日常生活に支障が出ている。
 - ④入院中または医療観察(在宅酸素・透析・神経難病・がん末期等)が必要である。
 - ⑤福祉用具貸与購入・住宅改修・訪問看護・居宅療養管理指導・訪問リハ・通所リハ 訪問入浴・ショートステイ・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護・ グループホーム・特定施設入居者生活介護の利用希望(予定)がある。
 - ⑥本人・家族が、介護サービス利用意向があり介護認定申請を希望している。

<事業対象者(基本チェックリストでの)申請を案内する場合>

- *上記の①~⑥のいずれにも当てはまらない方で、⑦~⑪の全てにあてはまる方は 基本チェックリストによる事業対象者申請をお勧めします。
 - (7)65 歳以上である。
 - ⑧最近入院や大きな病気・けが等がなく、健康状態が安定している。
 - ⑨日常生活に支障があるような、認知機能低下や認知症の症状はない。
 - ⑩利用希望はホームヘルプサービスとデイサービスのみである。

(必要回数が、ホームヘルプサービスは週1~2回程度、ディサービスは週1回程度である。)

- ⑪当面の間、ホームヘルプサービスとデイサービス以外のサービス利用予定がない。
- ○介護予防・生活支援サービス事業は要支援相当の方の利用を想定しています。要介護状態の方は介護給付利用が適当であり、事業対象者申請による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできません。
- 〇平成30年4月から、事業対象者申請の条件から、「要支援認定を受けたことがある方」 という項目を削除しました。介護認定申請をしたことがない方でも、基本チェックリスト (25項目のアンケート)による申請で迅速にサービス利用を開始できます。

鹿沼市高齢福祉課 地域包括支援センター(窓口(9) 〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1 電話 0289-63-2175 FAX 0289-63-2284